（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百九十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

（酒税法の一部改正）

第百九十四条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第三項、第五十六条第一項、第五十七条並びに第五十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金管理法の一部改正）

第百九十五条　金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

（関税法の一部改正）

第百九十六条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項中「積卸」を「積卸し」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第三項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四十三条第三号、第六十三条の四第一号ハ、第六十七条の六第一号ハ及び第六十七条の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条の四第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条の二第一項、第二項、第四項及び第五項、第百十条第一項及び第五項、第百十一条第一項及び第四項、第百十二条第一項及び第三項並びに第百十二条の二から第百十五条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六条第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百九十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第三項中「充てん者」を「充塡者」に改め、同条第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（とん税法及び特別とん税法の一部改正）

第百九十八条　次に掲げる法律の規定中「免かれ」を「免れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十二条第一項

二　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十条第一項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第百九十九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項から第三項までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七条の二及び第百二十七条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第二百条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百五十七条第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二百一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条第一項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条第一項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一条及び第二百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二百二条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

（通関業法の一部改正）

第二百三条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第一項及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第二百四条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第二百五条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二百七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「の各号」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。